

平成 31 年 2 月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 平成 31 年 2 月 1 日（金）
- 2 場 所 市役所南別館 3 階委員会室
- 3 開始時間 午後 1 時 30 分
- 4 終了時間 午後 3 時 43 分

5 出席者

児玉教育長、赤松教育長職務代理者、中原委員、濱田委員、岡村委員

その他の出席者

栗山教育部長、前村学校教育課長、新宮生涯学習課長、武田文化財課長、矢部都城島津邸館長、黒木高城地域振興課長、山口高城地域振興課主査、江藤教育総務課長、岡田教育総務課副課長、清水教育総務課主幹、平田教育総務課主査

6 会議録署名委員

岡村委員、中原委員

7 開 会

○教育長

ただいまから 2 月定例教育委員会を開催します。

先日の視察研修は、ありがとうございました。お陰さまで素晴らしい、刺激的な研修だったと思っております。

本日の委員会の終了時刻は午後 4 時を目標としております。皆様のご協力をお願いしたいと思います。

8 会議録署名委員の指名

○教育長

では、前会議録の承認でございますが、平成 31 年 1 月の定例教育委員会の会議録につきましては、現在、委員の皆様を確認をしていただいている最中でございます。次回の委員会でご承認いただき、署名していただきたいと考えておりますので、どうかご理解いただきますよう、よろしくお願いします。

続きまして、本日の会議録の署名委員につきまして、都城市教育委員会会議等に関する規則第 15 条の規定により、岡村委員、中原委員をお願いします。

9 教育長報告

○教育長

それでは、教育長報告並びに協議のところに入っていきますが、本日はまず、最初に、生徒指導の状況報告から先に入らせていただきます。

2 月定例教育委員会資料と掲げてあります生徒指導の状況についてでございます。

まず、非行等の問題行動につきましては、12 月中に小学校 3 件、中学校 1 件でございました。これにつきましては、小学校、家からの金品の持ち出しや児童間暴力、友達とのトラブル等が発生しております。中学校につきましては、対教師暴力といえますか、足を蹴ったというのがありました。そのような状況です。

不登校につきましては、4 月から 12 月までのものでございます。小学校 48 名、下のほうに参考としまして、昨年度のものを載せております。比較をしていただくとありがたいです。中学校 139 名、小学校が非常に多くなってきております。また、12 月中に新規に 16 名の不登校生が発生しています。中学校につきましては若干減っているという状況でございます。30 日以上欠席をしている児童・生徒につきましては、小学生では 18 名、中学生では 114 名、これにつきましても、昨年度と比較しますと、若干、小学校が増えてい

るところ。それから、中学校は若干減っているというような傾向が見られます。

いじめに関することについてでございます。いじめについては、12 月末までの状況でございまして、いじめの認知件数が、小学校 1,123 件、中学校が 72 件、解消率が、小学校 99.1%、中学校が 92.3%となっております。これにつきましては、前回もお話ししたとおり、県による調査とは差がありますので、お手元のほうにもう一枚プリントをお配りしております。1 月 30 日付けで出しました「いじめの解消に向けた取組について」の依頼文でございます。これにつきましては、いじめの解消に向けた取組、下記のところを読みまされども、認知したいじめについては、今後とも解消に向けた取組をお願いしますということと、解消とみなしたいじめについても、継続した見守り等をお願いしますということで、実際にこれに関してのことにつきましては、昨年 10 月から 11 月に県が実施したいじめ実施調査によりますと、毎月の生徒指導状況報告につきましては、解消率が高い値が出てしまっているということです。具体的には、生徒指導状況報告では、12 月末の段階で小学校が 99.2%、中学校が 92.3%解消しているというものに対して、県のいじめ調査では、小学校が 72%、中学校が 75%となっております。こういうところを鑑みて、校長先生方に再度呼びかけを行っているところでございます。また、詳しい内容につきましては、2 月 15 日に行われます第 5 回市校長会において、担当から詳しくお話をさせていただきたいと思っております。

続きまして、交通事故でございますが、12 月中は、小学校が 1 件、中学校が 4 件でございます。

不審者声かけ事案が小学校だけでございまして、1 件ございました。

その他、学級等がうまく機能していない状況につきましては、ここにあります小学校が 4 校、上がってきております。最初の学校、5 年 3 組、6 年 1 組と書いてあるところですが、下から 3 行目ですが、学年全体としても、集会等を開いて、卒業に向けて意識を高められるような話をしてもらっているところでございます。教育委員会としまして、当該クラスの保護者からの相談に直接対応しながら、状況の把握やその改善に努めているところでございます。

また、裏面にあります小学校でございまして、ここが新たに出てきたところでございます。女子を中心に規範意識が低く、自分勝手な言動をとる子どもがいるということでございます。教師の指導が通らない児童が増えつつあるということでございます。これにつきましては、12 月中に、学級役員会を開催し、現状と今後の対策について協議したり、学校生活のルールを徹底させたりして、状況の改善に向けた手だてを今行っているところでございます。指導主事も何回かここに訪れています。

その下の学校でございまして、12 月につきましては、学習発表会に向けて集中して取り組んでおりまして、落ち着いた状況でございました。なお、5 年生の当該児童につきましては、12 月中は 2 日だけの登校になっております。今後、毎週金曜日を基本に登校し、教頭を中心に算数や体育の授業を行っていく予定でございまして、これについては保護者も了解をしているところでございます。

最後の学校でございまして、以前から出てきている学校でございまして、特定の男子児童が勝手な言動があり、指示に従わないというところでございますが、ここには、スクールソーシャルワーカーを活用して、今、対応しているところでございます。12 月中には教育委員会としても、授業の様子の参観をいたしております。その時は落ち着いた授業態度であったと。しかし現在、保護者から市教委への相談があり、対応を継続しているところでございます。今後も保護者や中学校との連携を密にして、卒業に向けて、一人一人の自覚を高めていく方向でいっております。

ちなみに、すべての学校において、学校運営協議会との協議がこのことについてはなされている状況でございます。

以上でございますが、これについて質問等はございませんでしょうか。

また、随時、卒業や進学に向けて、注視してまいりたいと思っております。

では、2 点目でございます。総合教育会議についてでございます。

まず、説明をしていただきます。

○教育総務課主幹

先ほどお配りしました平成 30 年第 2 回総合教育会議についてという資料をご覧ください。前回の定例教育委員会でテーマの(ア)につきましてはご説明したところですが、下の(2)地域学校協働本部についてというテーマを挙げていたのですが、市長部局との協議の結果、月曜日、火曜日の視察研修で、地域学校協働本部という組織については必ずしも先進地について設置をしていなかったということで、組織を表題にするのではなくて、学校運営協議会の推進についてということで、表題を加えまして、先進地視察研修の報告と市内の先進的な活動の報告、今後の課題等について議論していただきたいと考えております。

また、資料につきましては、来週になってしまうと思うのですが、お送りしまして、このようなご意見をいただきたいかということについて、こちらで案をお送りしますので、時間があまり、議論といいますか、考えられる日が少ないですけれども、来週には資料をお送りしたいと思っております。

○教育長

もっと詳しい資料を来週にはお送りするということですね。

テーマが若干変わったということで、変わった理由は先ほど事務局がお話ししたとおりでございまして、視察したところ 2ヶ所も、地域学校協働本部と名づけて活動しているわけではなく、学校運営協議会の拡大という形での活用、そういうものが多かったということで、ここのところを変えたいということでございます。

ここについて何かご意見、もしくは、先進地視察の時の感想でも結構なのですが、何かありませんでしょうか。

それではまた、詳しい資料を待ちたいと思います。よろしく願いいたします。

最後ですけれども、3 点目に、もう一枚、本日配っている教育委員会に対して指摘されている問題点という長い、私の資料があると思います。

実はこの資料は、春日市に行った時に、このことをかなり意識されているところがお見受けされました。これは何かといいますと、今回の新教育委員会制度移行に伴う時に、中央教育審議会においてまとめられました教育委員会に対して指摘されている問題点がはっきり書かれております。この問題点につきまして、都城市教育委員会としても、再度、指摘されている問題点と向き合って、新制度にふさわしい教育委員会改革を目指さなければならないと思った次第です。

では、中教審が指摘している部分で、指摘されている問題点がここにありますように 5 点出てまいりました。読み上げます。1 つ目が、教育委員会は、事務局の提出する案を追認するだけで、実質的な意見決定を行っていないということがありました。それから、教育委員会が地域住民の意向を十分に反映したものになっておらず、教員などの教育関係者の意向に沿って教育行政を行う傾向が強いというご指摘。そして、3 つ目に、地域住民にとって、教育委員会はどのような役割を持っているのか。どのような活動を行っているのかがあまり認知されていない。地域住民との接点がなく、住民から遠い存在になっているという点。そして次のところですが、私が下線を引かせていただきました。国や都道府県の示す方向性に従うことに集中し、それぞれの地域の実情に応じて施策を行う志向が必ずしも強くない。今回、地域学校協働本部あたりは、まさしくこういうところがそのままストレートで入ってしまったと反省しているところです。

最後の問題点が、学校は、設置者である市町村ではなく、国や都道府県の方針を重視する傾向が強い。また、教職員の市町村に対する帰属意識が低い、弱いというようなことが指摘されまして、今回の改定に至っているわけです。この問題点の要因として考えられるものもまとめてあります。

まず、教育委員会の組織運営につきましては、現在の教育委員会制度は旧教育委員会制度と読みかえてください。自治体の種類や規模等に関わらずほぼ一律であり、地域の実情に応じた工夫ができない。教育委員会の意思決定の機会が月 1 回程度、短時間開かれる会議のみであり、十分な議論がなされておらず、適時迅速な意思決定を行うことができない。教育委員会に対して、事務局から十分な情報が提供されていない。また、教育委員が学校など、所管機関についての情報を得ていない。教育委員の人選に市長や議会が関心を持たない場合、適材が得られない。教育委員が職務を遂行する上で、地域住民と接触する機会が少なく、また、

委員会の広報活動や会議の公開も十分でないというような組織運営のところが指摘されているところでございます。

最後まで通していきたいと思います。

裏面をご覧ください。

教育長、教育委員会事務局のあり方としましては、教育長や教育委員会事務局職員の学校教育関係ポストが、教員出身者によって占められ、教員の立場を強く意識するものとなっている。小規模の市町村教育委員会では、指導主事を配置できないなど、事務体制が弱く、学校指導などが十分にできない。市長と教育委員会との関係、教育の政治的中立性を強く意識するあまり、教育委員と市長との意思疎通が十分に行われず、相互の理解が十分でない。教育委員会に財政的な権限がないため、財政支出を伴う施策は、教育委員会が独立して企画、実施することができない。あと、都道府県と市町村との関係ですが、小・中学校が市町村立でありながら、教職員の人事権は都道府県教育委員会の権限とされている。

こういうところが事前に指摘をされていた部分でございます。

今回の改正によって、随分と風通しがよくなった部分もございます。市長との関係では、総合教育会議とか設けておりますし、また、意思疎通ができる機会も設けているのですが、もう一度原点に立ち返って考えていかなければならないと、今回のことも含めて考えました。これにつきましてはぽっと出しで大変申し訳なかったのですが、いかがでしょうか。

○濱田委員

これは日本全体でのというところで、そこには濃淡があると思います。私は外部評価もさせていただいた時がございまして、都城はかなりしっかりやっている感じを持っておりました。これから我々ももっとよくするためにいろいろ考えたり、議論したりする必要があると思いますが、平均よりはずっといいのではないかという気はしているのですが。

○教育長

ありがとうございます。

教育委員会を運営するに当たっては、議論の場という形で議題を設けまして、その都度その都度、お話し合いをさせていただいているところでございますし、そういうことも続けながら、委員の皆様方のご意見を反映させていければと思っているところです。

○赤松委員

私などは、国や都道府県の示す方向性が必ずしも正しいことばかりだとは思っておりませんので、間違っていることも人間なのであり得ることです。自分の判断で疑義のあることに対しては、自分の発言は遠慮せずに言っているつもりです。

○教育長

もうまさしくそのとおりだと思います。

今回のことというのは、国と県が地域学校協働本部の立ち上げを各市町村に求めてきたところなのです。それを求めに応じて立ち上げなければというふうに素直に思ってしまった。でもそのこと自体、今回、視察に行きまして、かなりの無理があるというか、自然発生的にそういうことができていく地域があるのだということを再認識いたしまして、そういうところでは、言われていることも吟味する必要があるなと思ったところです。

○赤松委員

決して、都城市教育委員会の会議そのものが形骸化したり、原案追認というそういう形にはなっていないと思っています。

○教育長

よろしかったでしょうか。

また、おいおいと改革すべきは改革していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、教育長報告並びに協議の時間を終わりにしたいと思います。

10 議 事

【報告第 116 号、第 117 号】

○教育長

それでは、議事に入りたいと思います。本日は多ございまして、報告が 16 件、議案が 4 件あります。計 20 件になります。

それでは、報告第 116 号、第 117 号を高城地域振興課長からご説明をお願いします。よろしくお願いいたします。

○高城地域振興課長

高城地域振興課の黒木でございます。

報告第 116 号、「お城で雛祭り」開催要項の制定について、ご説明申し上げます。

開催要項にございますように、女の子の健やかな成長を祈願する上巳、桃の節句にちなみ、資料館に寄贈されている雛人形を展示するとともに、折り紙による雛飾りを募集展示することにより、郷土資料館の PR 及び利用促進を図ることを目的とするものです。

展示期間は、2 月 23 日から 3 月 17 日です。募集作品の内容は、要項どおりでございます。受付は、閉庁日を除く 2 月 1 日から 2 月 15 日までです。費用は無料ですが、展示物の観覧、閲覧は別途入館料が必要になります。

次に、報告第 117 号、「お城の語り部」開催要項の制定について、ご説明申し上げます。

開催要項にございますように、優しい方言を交えての昔話会を実施し、郷土の歴史や文化を感じてもらうとともに、郷土資料館の利用促進を図るものです。

日程は、2 月 21 日の木曜日、10 時から昔話会を始め、10 時 50 分からは資料館見学です。対象者は、高城小学校 2 年生の児童でございます。講師は、長年にわたり都城北諸地域の伝説や民話の発掘に尽力、特に、方言の大切さを訴え、語り部育成活動に大きく貢献されております山之口在住の竹原由紀子先生です。

以上で、報告第 116 号、第 117 号についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長

ありがとうございました。

それでは、今報告がありました第 116 号、第 117 号につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。

○岡村委員

お城で雛祭りのことでお伺いしたいと思います。

紙を素材とした雛飾りということで、折り紙によるということが書いてあるのですが、折り紙でなくても作られている方はいらっしゃると思うのですが、その方も出されるのかと思ったのですが、原則、展示作品は返却しないという方向ではありますが、これにつきましては教えていただきたいと思います。

○高城地域振興課主査

申し込み時に、ご本人さんに必ず確認をさせていただくようにしておりまして、申し込みの際に返却を希望される方につきましては、展示期間が終了した後に、お返ししますということで、説明させていただくことになっております。一応、要項上、説明をさせていただいているだけでございます。

折り紙の件も同じくで、紙を素材にとした雛飾りということで、今、お問い合わせいただいているのが、紙コップを使って子どもたちが作るやつとかでもいいのでしょうかとか、紙粘土でもいいのでしょうかということでお問い合わせいただいておりますけれども、大丈夫ということでお答えしております。

○岡村委員

わかりました。ありがとうございます。

○教育長

ほかにございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

それでは、報告第 116 号、第 117 号を承認いたします。どうかよろしくお願いいたします。

【報告第 118 号、第 119 号】

○教育長

続きまして、報告第 118 号、第 119 号を文化財課長から説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

○文化財課長

文化財課でございます。今回は 2 件の報告でございます。

1 件目は、報告第 118 号、マイブزن活用のしおりについてでございます。

埋蔵文化財保存活用整備事業を P R するために、「マイブزن活用のしおり」、皆様のほうに別紙の教育長が表紙を飾っております A3 の資料がお示ししてあると思っておりますが、こちらのほうは各小・中学校に配布するものでございます。次年度の事業計画を作成する時期が毎年 2 月頃であると考えておりますので、2 月初旬にしおりを配布いたしまして、平成 31 年度の希望の有無を確認させていただいております。2 月 15 日の校長会でもこのしおりを配布して、埋蔵文化財保存活用事業の説明並びに学校での活用をお願いする予定でございます。ちなみに、今年度は 30 の小・中学校で延べ 50 回の出前授業や体験学習会を実施しております。

次に、報告第 119 号、平成 30 年度都城歴史資料館第 5 回企画展「刀と鏡 いにしえの美」の開催要項の制定についてでございます。

平成 30 年度第 5 回の歴史資料館企画展といたしまして、3 月 8 日、金曜日から 4 月 21 日、日曜日まで、「刀と鏡」展を開催いたします。添付しております写真は、昨年の展示の様子と展示予定の和鏡でございます。刀につきましては、刀剣乱舞というゲームから火がつき、近年、刀剣女子という言葉が生まれるほど空前の刀剣ブームになっております。この刀剣乱舞の実写映画が 1 月 18 日から公開されて、今後さらなるブームの広がりが予想されるところでございます。

今回の企画展では、日本美術刀剣保存協会の宮崎県支部長であります岩元様から、重要刀剣である鎌倉時代中期の太刀と特別保存刀剣である江戸時代初期の刀、早水神社からは神社へ奉納されたと伝わる室町時代初期の太刀、あと作られた時期はわかりませんが、刀をお借りして展示いたします。それに加えて、当館が所蔵しております赤羽刀や都城の刀工の作品を展示いたします。鏡につきましては、円鏡 2 点、柄鏡 7 点と幕末から明治初期の作品と思われます黒漆塗り、丸に十字紋を散らした鏡台を展示する予定でございます。

また、子どもたちも楽しめるように、皆様には配布しておりませんが、絵合わせクイズ、こういう紙を渡しまして、この模様がどこに展示されているかというのを探してもらって、帰りに子どもたちに刀や柄鏡のペーパークラフト、このようなものを配りまして、完成品がこちらになります。これは実際、職員の子どもさんに作ってもらって、こういう形になっております。こういうものを配る予定にしております。

この展示を通じまして、世界から鉄の芸術と評価されている日本刀や鏡の美しさを感じとっていただければと思っております。

また、この展示に関わる関連事業といたしまして、要項の 7 のその他にありますように、刀剣講座や展示解説の開催も計画しております。

以上のような内容で、企画展を開催するため、開催要項を制定するものでございます。

以上、2 件の報告をいたします。よろしくお願いいたします。

○教育長

ありがとうございました。

ただいまの報告第 118 号と第 119 号につきまして、何かが質問等あればよろしくお願いいたします。

○中原委員

ご説明ありがとうございました。

教育長が表紙のしおり、これが出始めてからこれまで活用した学校と出前授業と P T A活動等で利用された学校と、まだしていない学校の割合はどれぐらいあるのですか。

○文化財課長

ほとんどの学校が利用していただいております。昨年が 39 校の延べ 70 回ということで、中学校の利用が若干少ないのですが、今年は複式のところとか社会科の授業がないところがありまして、そのあたりで 30 校と校数が減っておりますけれども、今までやっておりますが、ほとんどの学校で利用をいただいております。

○中原委員

ありがとうございます。私もちょっと家庭の都合で参加したことがあって、相当いい取り組みだなと思っておりまして、小学校の参観日で出前授業ということでお越しいただいたものでありました。できれば多くの学校にもこれが慣例化されるといいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○教育長

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

○濱田委員

ご説明ありがとうございました。

報告第 119 号の刀と鏡の展示会ですが、添付資料の 5 番、借用刀は普段資料館では見られないものということですか。

○文化財課長

今回、5 番の①の借用 4 振につきましては、普段見られないもので、上の岩元氏が所有している刀につきましては、今回、都城では初展示になります。

○濱田委員

そうすると、あとのものはどうなのでしょう。ほかのものが普段は展示されているということですか。

○文化財課長

常設で展示しているのはいつも 2 振ぐらいで、2 ヶ月に一遍ぐらいに入れ替えながら展示をしております。一堂に展示するのは今回ということです。

○濱田委員

わかりました。どうもありがとうございました。貴重な機会だなと思います。

○岡村委員

教育長のお写真なのですが、拝見させていただきました。ほかのところには、古墳時代の埴輪とかジョウクウで作られた茶碗とか説明があるのですが、教育長のお姿の写真は何時代とかあれば、どうなのだろうかと。説明があれば嬉しいかなと思ったのですが、すいません。

○文化財課長

鎌倉時代の武士の服装、烏帽子を被っております。

○教育長

普通はもう少し烏帽子が大きいですね。NHKのおじやる丸みたいになっていますね。

○中原委員

せっかくでしたら、ネクタイもシャツも鎌倉時代のものに。

○文化財課長

もう少しディテールにも注意しながらやっていきたいと思います。

○教育長

ありがとうございました。

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、報告第 118 号、第 119 号を承認いたします。よろしくお願いいたします。

【報告第 124 号】

○教育長

それでは、報告第 124 号を都城島津邸館長からご説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

○都城島津邸館長

都城島津邸です。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第 124 号 都城島津邸雛人形展開催要項の制定について、都城島津邸雛人形展開催要項を別紙のとおり制定するものでございます。

初めに、訂正がございました。

1 の開催のねらいの下段ですが、市内外と書いてありますが、外のところを消していただきたいと思います。市内の方々でございませう。すみません、削除をお願いします。

それでは、雛人形展の開催要項です。

1 開催のねらい 市内の方々から寄贈いただいた雛人形と都城泉ヶ丘高校からの寄託品、これは大正 12 年に東京で購入された雛人形でございます。これらを都城島津邸に展示し、伝統行事に親しんでいただくものでございます。

2 開催予定日 3 月 2 日から 3 月 31 日を予定しております。

3 会場 島津邸本宅です。

5 内容 中身でございませうが、具体的には 7 段飾りの一セット、男雛、女雛の各 1、都城泉ヶ丘高校の雛人形で、展示に耐え得るもの数点を展示いたします。この雛人形展は、昨年開催しておりますが、今回初めての試みとして、桃の節句や春をテーマとした生け花を 5 ヶ所、一輪挿しを 5 ヶ所展示いたしまして、春の彩りを添えたいと考えております。なお、この生け花は、週ごとに計 3 回交換いたします。

料金は、本宅観覧料 100 円が必要となります。

7 関連行事といたしまして、生け花教室を開催いたします。本宅内の生け花展示を依頼しております先生にお願いしております。これも初めての試みでございませう。

開催日時 3 月 24 日、日曜日、13 時 30 分から 2 時間程度、場所は、伝承館 2 回交流室、募集は 3 月 9 日から始めまして、定員 16 名になり次第終了といたします。参加費が一人千円、主催者側は、花器、剣山、花を準備いたします。広報といたしまして、チラシ 500 枚を作成し、近隣施設等に配布いたします。雛人形と生け花の展示につきましては、暮らしの情報 2 月 15 日号に掲載。生け花教室の開催と募集については、広報都城 3 月 1 日号に掲載いたします。タウンみやざき 3 月号には、雛人形展についての掲載を依頼しております。

以上でございませう。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第 124 号につきまして、何かご質問等あればよろしくお願いいたします。

それでは、報告第 124 号につきまして承認いたしますので、どうかよろしくお願いいたします。

【報告第 120 号、第 121 号、第 122 号、第 123 号、議案第 39 号】

○教育長

それでは続きまして、報告第 120 号、第 121 号、第 122 号、第 123 号、それから、議案第 39 号を生涯学習課長からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○生涯学習課長

それでは、まず、報告第 120 号、平成 31 年都市成人式アンケート結果について、ご報告申し上げます。

今年は 1 月 3 日に 3 地区、4 日に 11 地区、そして、5 日に 3 地区の成人式が開催されました。新成人及び

ご来賓をはじめ、地域の実行委員、ご来場の皆様にアンケートをお願いし、その結果がまとまりましたので、ご報告申し上げます。なお、県立泉ヶ丘高校附属中ときりしま支援学校はこのアンケートは実施しておりません。

それでは、添付資料の成人式アンケート結果をご覧ください。まず、新成人の出席状況ですが、対象者 1,922 名のうち 1,373 名で約 71% の出席率となっております。また、ご来賓やご家族などを合わせると 2,962 名の皆さんが成人式にお越しいただいております。

次に、アンケートの回答率でございます。新成人 448 名のほか、合計 953 名の皆様にご協力いただきましたけれども、新成人は 32.6%、全体でも 32.1% となっていました。昨年は 25% ということで低調でしたので、当日は、再三にわたりアナウンスをするともに、会場によっては、アンケートの記載所を設けたりして、回答を促したのですが、わずかな上昇にとどまっていました。

次に、アンケートの設問ですが、全員に開催日時と地区別開催についてご意見を求め、加えて、新成人には、ご自身の今後についてお尋ねしたところでございます。

開催日時につきましては、5 日に開催された中郷地区だけ他の地区より低かったものの、おおむね 80% 以上の皆さんが参加しやすいと評価をいただいたところでございます。

地区別開催につきましては、90% 近い参加者から、心地よい雰囲気でご過ごせると評価をいただいております。ご家族をはじめ、地域やご来賓の方々から祝福されるスタイルが定着していると考えております。一方、卒業生でない方は参加しづらいとの意見もいただいております。

新成人ご自身の今後につきましては、居住地は市内、市外と約半数ずつとなっておりますけれども、4 分の 3 以上が都域に住みたいと回答しております。このことから、生活設計に必要な安定した雇用と安心できる社会的サポートがあれば、若者は故郷に定住または帰郷したいと考えている結果となっております。

報告第 120 号については、以上でございます。

次に、報告第 121 号、都城市教育委員会社会教育功績者等表彰選考結果について、ご説明申し上げます。

これは、都城市教育委員会社会教育功績者等表彰要綱に基づきまして、社会教育の振興に寄与し、業績が顕著である個人及び団体を表彰するもので、昭和 46 年度の表彰以降、今回で 48 回目となります。

それでは、添付資料の功績者一覧をご覧ください。

今年度は個人 5 名の推薦がございまして、1 月 18 日に開催した選考会の結果、すべての方を表彰することに決定しました。選考会は、同要綱第 8 条の規定に基づきまして、教育長を会長に、教育部長、それから、各総合支所地域振興課長、生涯学習課長で構成しております。坂元晃氏及び今村寛秀氏につきましては、市社教連及び地区の自公連の役員として 15 年以上の活動歴がございまして、また、秋實正之氏、堀内慶氏並びに福重安雄氏につきましては、各地区の社教連を構成する団体長として、長年の活動歴があり、各氏ともすべての要件に合致するものでございました。表彰は 3 月 9 日に開催されます社会教育振興大会において執り行う予定でございます。

報告第 121 号については、以上でございます。

続きまして、報告第 122 号、平成 30 年度都城市社会教育振興大会開催要項の制定について、ご説明申し上げます。

社会教育振興大会は、お手元の要項にもありますとおり、市社会教育関係団体等連絡協議会との共催のもと、一人ひとりの生涯学習や各団体の社会教育活動をとらえて、市民の地域づくり、まちづくりに取り組む意識を醸成するために、開催するものでございまして、今回で 13 回目となります。

大会は、平成 31 年 3 月 9 日、土曜日、午後 1 時半より都城市ウエルネス交流プラザ、ムジカホールにて開催し、今回は「人と人とがふれあい磨き合う心豊かなまちづくり」をテーマに、社会教育功績者等の表彰のほか、子ども会活動に関する事例発表、それから、講演会を予定しております。

なお、昨年度までは、大会の最後にパネルディスカッションを実施しておりました。今回は、子ども会育成連絡協議会が抱える様々な課題と現状をご来場の皆様に知っていただきたいとの同協議会会長のご意向

もございまして、講演会となっております。皆様には、当日、主催者としてご登壇いただくようご案内を差し上げたところでございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、報告第 123 号、第 23 回小学生読書感想文コンクール結果についてということで、ご報告申し上げます。

今回の小学校読書感想文コンクールの募集につきましては、7 月の定例教育委員会でご説明申し上げたとおりでございますが、今回の応募状況ですけれども、お手元の資料にもございますとおり、36 学校すべての小学校からご応募いただき、昨年より 119 作品多い 6,709 作品となっております。作品は各学校で、事前に選考いただいた上で、都城市・三股町合同研究会小学校国語部会及び退職校長会、学校教育課の審査を経て、別紙のとおり、最優秀賞はじめとする個人賞 48 作品を決定いただいたところでございます。また、学校賞は、添付資料のとおり、①の応募率や③入賞数などの加点により、最優秀校 1 校、それから、優秀校 2 校及び優良校 1 校はすぐに決まったのですが、残りの優良校 2 校については、ここで少し解説をさせていただきたいと思っております。

優良校につきましては、加点計 5 点の小学校が 5 校となっております。具体的には、6 番の五十市、西、沖水、石山、笛水ということで、5 校でございます。この中から決定することになりますが、これまでの選考基準に基づきまして、まずは①の応募率と④の上位加点、これは金賞、銀賞、銅賞の受賞数加点となっておりますけれども、この合計の高い石山小学校にまず決まりました。残り 1 校ですけれども、先ほどの①と④にさらに③の入賞数も加えて選考したのですが、いずれも同点ということで、最終的には応募率の高かった沖水小学校は応募率が 81%ということで、一番高かったということで、最後の優良校には沖水小ということで決定したところでございます。

コンクールの結果は以上なのですが、今回の応募状況を詳しく分析いたしますと、応募率 100%の小学校が 8 校、90%以上が 6 校、そして 80%以上が 5 校で、その時点で既に半数を超えております。このうち、前年度に引き続き応募率の高い学校が 9 校もございまして、毎年、各学校が真剣に取り組んでいただいていると感じております。また、先ほど学校賞の選考結果を申し上げましたけれども、各学校の取り組みに応えるためにも、今後、選考過程で重視した項目については、配点の見直しなどを検討する必要があるのではないかと考えております。

最後に、7 月の定例教育委員会において、コンクール入賞者の表彰が 2 月に新図書館で執り行う予定であるとご説明申し上げたところでしたけれども、2 月 24 日に開催される都城教育の日記念イベントのステージにおいて、今回の対象の皆様を表彰させていただくことになりましたので、あわせてご報告申し上げます。

報告第 123 号については、以上でございます。

最後に、議案第 39 号 都城市立図書館協議会委員の委嘱について、ご説明いたします。

まず、お手元に今回、差し換えの資料が届いているかと思います。図書館協議会の委員につきましては、図書館法第 15 条並びに都城市立図書館条例の第 21 条第 3 項の規定によりまして、教育委員会が委嘱することになっております。また、条例では、1 つ目が、学校教育及び社会教育の関係者であること、2 つ目に、家庭教育の向上に資する活動を行う者であること、3 つ目に、学識経験を有する者であること、この 3 つから委員を委嘱すると規定しております。

今回、お手元の別紙のとおり、8 名を委員として提案いたします。今回の構成は、学校教育から 2 名、家庭教育から 3 名、学識経験者から 3 名となっております。新旧では、新任が 3 名、再任が 5 名という構成になっております。任期は、平成 31 年 3 月 1 日から元号はまだ改まっておりませんが、平成 33 年 2 月 28 日までの 2 ヶ年となっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○教育長

沢山のご説明ありがとうございました。

それでは、報告第 120 号から第 123 号、議案第 39 号につきまして、ご質問等ありましたら、どうかよろ

しくお願いいたします。

○濱田委員

ご説明ありがとうございました。

成人式のアンケートのところなのですが、前回、昨年のその中学校の出身者でない二十歳の成人を迎える方の配慮というものが需要ですと申しましたし、その前の年にもどなたか言われています。今回のご説明の中に、そのことが配慮されたアンケート等のことから配慮されていることを感じましたので、それでどうするかというところが本当の課題なのかもしれませんけれども、配慮していただいたことはありがたいと思っています。感想でございます。

○生涯学習課長

ありがとうございます。

○赤松委員

ご説明ありがとうございました。

議案第 39 号の図書館協議会委員の委嘱についてのところで、気になることがあるのでお尋ねします。委嘱を受けられる方の委嘱状には、委員の任期がいつからいつまでという記述で入るのでしょうか。どうなのでしょう。

○生涯学習課長

任期でしょうか。

任期もそれぞれ、例えば、学校長の方については、それぞれ組織、団体からご推薦という形でいただいておりますし、任期は当然、記載をさせていただくのかと、委嘱状の中に。

○赤松委員

そのことで、平成 33 年 2 月 28 日という期日が気になります。平成 33 年という年はあり得ない年になりますので、お使いにならないほうがいいと考えているのです。平成 33 年はあり得ないのですから、西暦でしかあらわ表せませんよね。新元号が決定する前の、2 月 1 日に委嘱をされるのですか。新元号が発表されるのが 4 月 1 日からになっていますので、ありえない年号はお載せにならないほうが私はいいと思っています。

○生涯学習課長

わかりました。ありがとうございます。

○教育長

ほかにございませんでしょうか。

○中原委員

ご説明ありがとうございました。私も成人式の件、図書館の件、1 点ずつお伺いしたいと思います。

3 日開催日の地区は、これまでの経緯で 3 日のほうがいいということで、この 3 地区だけだったのですか。これはどうしようもないかなと、どっちにしてもどっちがいいという意見は必ず出てくるでしょうから、とするならば、このように開催要項を各当該者に配信する時に、出席依頼という形で A4 か A5 か、サイズがですけれども、そういうカードみたいなものを作って、職場に出席依頼が来たので、仕事を休ませてもらえますというような、何か市のほうからも後押しできるような仕組みがあると、休みとか、休みでないとかいうことの問題が少し解したのかと思いましたので、4 日開催のほうが多いので、私もどちらかというと 4 日のほうがありがたいのですけれども、3 日、4 日のほうが多いですと、スムーズにいくかなと、仕事の問題等も解したのかなと思いましたので、ご意向いただきたいと思います。

今、ご説明いただきました図書館の議案第 39 号の委員の人选ですけれども、これは団体の方に限るということでよかったのでしょうか。

○生涯学習課長

特段、どこの団体という記述はございませんが、先ほど申し上げました学校教育及び社会教育の関係者と

ということで、条例では決まっておりますので、まず、1号で申し上げると、小学校、中学校の校長会にお願いしたいというのがございます。それから、2号の家庭教育の向上に資する活動ということで出てきますので、今、ご推薦をお願いしております保育園の連合会、それから、図書館協議会ということになりますので、子どもと本という形で、そういう団体の皆様も存じあげておりますので、バランスをとるために、そういう方々にも団体にお声かけをしています。

それから、3号の学識経験者ということで、都城史談会さんなり、芸文協とかいうことで、人数が10人以内だったと思うのですけれども、決まっておりますので、その中でバランスをとらせていただきながら、構成の団体であまり偏らない形で推薦をお願いしている状況でございます。

○中原委員

団体に声をかけたほうが推薦してくれる方が相応しい方が多いだろうということでの判断だと思っておりますけれども、以前、委員長をされた小西先生とかも図書に関しては非常に造詣が深い方でいらっしゃるのですので、今現在、どこの団体に所属ということはないかとは思いますが、有識者であったり、そういう元というところまでOKということであれば、おそらく小西先生は何らかの形で図書館の運営に関わっていらっしゃるかもしれないと思うのですけれども、委員としていらっしゃるほうがやはりこれまでの功績というものを考えると、相応しいのかなということで、ご意見させていただきたいと思いました。

○教育長

ぜひともご検討いただいて、お願いしたいと思います。ほかにございませんか。

それでは、報告第120号、第121号、第122号、第123号を承認いたします。議案第39号を原案通り同意します。どうかお願いします。

【報告第109号、第110号、議案第40号、第41号】

○教育長

報告第109号、第110号、そして、議案第40号、第41号を教育総務課長から説明をいただきます。よろしく願いいたします。

○教育総務課長

教育総務課です。先日の視察研修ご苦労様でした。

教育総務課は2件の報告と2件の議案がございます。

報告第109号、専決処分した事務、平成30年度都城市教育委員会の名義後援、共催について、ご説明いたします。

名義後援、共催ともに、平成30年12月26日から平成31年1月23日までに承認したものを上げております。名義後援につきましては、総計8件を承認しております。内訳につきましては、別紙の一覧表をご覧ください。

まずは、文字の修正をお願いいたします。125番と130番、第29回全吸収の九州が違います。担当課のほうが入力しておりますが、それがそのままこちらでチェックをせずに記載してしまったということです。申し訳ございません。

内訳につきましてはこの一覧表のとおりなのですが、学校教育関係が2件、生涯学習関係1件、スポーツ関係が4件、その他教育総務課で受け付けた分が2件となっております。

次に、共催について報告いたします。

共催につきましては、総計19件を承認しております。内訳につきましては、裏面の一覧表をご覧ください。すべて19件が学校教育関係となっております。報告第109号につきましては、以上でございます。

残りの報告第110号と議案第40号、第41号につきましては、学校準公金の取り扱いでございます。

まずは、第110号、都城市立小中学校準公金取扱マニュアルの制定についてでございます。学校準公金の取り扱いにつきましては、小・中学校における事務の適正化及び効率化等を図るのために、都城市立小中学

校準公金取扱マニュアルを制定するものです。

本件につきましては、10 月 31 日に開催しました 11 月定例教育委員会の中で、中間報告したところですが、その後、校長会、そして市 P 連及び事務局等へ粘り強く説明し、周知徹底を図り、同時にご意見・ご要望等もお聞きしたところです。そのご要望等を反映し、また、本市の小・中学校の実情に配慮した完成文が専門部会員の皆様のご協力のほど出来上がりました。その後、1 月 15 日の 4 回目の事務改善委員会です承をいただいたものでございます。

今、委員の皆様のお手元にごございます準公金取扱マニュアルがその完成版でございます。説明資料につきましては、中間報告と同じ資料ですので、詳しい説明は省きますが、前回と内容等が変わった点だけご説明いたします。

次のページをご覧ください。

まず、取扱要項及び取扱マニュアルのポイントを充実させまして、ポイントを読むことで、マニュアル全体の概要が理解できるようにしております。

次に、取扱マニュアルの表紙をめくっていただいてよろしいでしょうか。前回、教育長に文部科学省の通知、学校における働き方改革に関する緊急対策に逆行しているのではないかと指摘がございましたけれども、これにつきましては、文部科学省からの公会計化のガイドラインが示された後に公会計化への検討に入ることで、それまでの間はこれまで同様、学校で管理していただくこととしました。その旨を、上から 9 行目になります。都城市としてはというところの 3 ページになります。

読み上げます。

都城市としましては、上記ガイドラインが示された後にスピード感をもって、公会計化について検討に入る予定としておりますので、公会計化に向けて準備が整うまでの間、学校事務局についてこれまで同様、学校で徴収管理いただきたいと考えております、にいたしました。

次に、同じマニュアルですけれども、8 ページをご覧ください。

こちらは岡村委員から、校長の職務の中の未納対策について、詳しく、わかりやすく明記したほうがいいのかというご指摘をいただきましたので、①の校長の役割の下の囲みの⑦について、校長名で催告を行い、また、校長は法的手続きへの最終判断者であることを追記しております。

最後に、取扱マニュアルの次の資料になります。めくっていただきますと、都城市立小中学校準公金取り扱いについての Q & A というところです。こちらを作成することで、準公金を取り扱う職員の危惧も解消し、マニュアル等の定着化を図ってまいります。

続きまして、議案第 40 号 都城市立小中学校準公金取扱条項の制定について、ご説明いたします。

学校準公金の取り扱いについて、小・中学校における事務の適正化及び効率化等を図るために、都城市立小中学校準公金取扱要項を制定するものです。マニュアル同様、10 月 31 日の定例委員会において、こちらでも中間報告をさせていただきました。学校準公金取扱要項と同じものとなっております。

最後に、議案第 41 号をお願いします。議案第 41 号、都城市立小中学校事務処理規定の一部改正について、先にご説明しました学校準公金取扱要項の制定をいたしましたので、そのことに伴いまして、都城市立小中学校事務処理規定を改正するものでございます。

次のページの新旧対照表をご覧ください。

第 5 条になります。指定事務の処理基準の 2 項(4)規定する財務会計の取り扱いについて、下線のとおり、都城市立小中学校準公金取扱要項を文末に追記するものでございます。なお、マニュアル等につきましては、今年の 4 月 1 日から一年間の試行期間となっております。当該期間で疑義等が発生すれば、適宜見直しするなど、学校の事務執行の実情に合わせて、柔軟にかつ適宜改定したいと考えております。

以上でございます。

○教育長

ご説明ありがとうございました。

大変ボリュームのある内容でございますが、ただいまの報告第 109 号、第 110 号、そして、議案第 40 号、第 41 号につきまして、ご質問ありませんでしょうか。

○濱田委員

言葉の意味がちょっとよくわからなかったのでお聞きしますが、都城市立小中学校準公金取り扱いについての Q & A、これの 3 ページですが、Q16 の給食費の公金化という言葉がありますが、この公金化というと、都城市の条例に関することなのですけれども、給食費の公金化ということは、給食費を市とか自治体が負担するということに意味しているのかなと考えていいのか。

○教育総務課長

公金化ではなく公会計化です。

○赤松委員

これは間違いではないですか。文章の中では公会計化というのが何ヶ所か出てくるのですけれども。

○教育総務課長

正式には公会計化だから、それをしゃべり言葉というか、そういう時に、公金化と言われる方もいらっしゃると思います。正確には、公会計化が正しいです。

○濱田委員

この場合も公会計化という意味には、保護者が払ったお金ということですか。

○教育総務課長

それを今は、PTA とかが徴収して、給食会へ給食の材料とかやっているのですけれども、それを市が間に入って、市が徴収すると、公会計化になるわけです。

○濱田委員

わかりました。ありがとうございます。

○赤松委員

大変素晴らしいものが出来上がっていていると思って読ませていただきました。ご説明もお聞きしましたが、マニュアルの 11 ページ、(2) 準公金の管理及び点検等の中の①現金の管理、②預金通帳等の管理、そして、③定期的な点検と確認、この 3 つの事項の取扱が慣れや安易な判断によってルーズになることが、不祥事の発生につながると考えています。この部分が最も大切な部分になると思って読みました。定期的な点検と確認のところは、年間点検作業を 2 回以上となっていますが、2 回がベストなのか、2 回以上を各学校がどれだけ真摯に受け止めるか、そういったところで不祥事発生はなくなると考えております。ぜひ、この部分が慣れ、あるいは安易な判断によってマニュアルどおりにならないことにならないような指導を徹底していただくことが 1 番ポイントかなと思って読ませてもらいました。ぜひ、不祥事が今後起きないような、しっかりした体制を構築していただく、そのよりどころになっていけば、素晴らしいことだと思って、目を通していただきました。

○教育総務課長

ありがとうございます。

○教育長

年に 1 回以上に対するコメントはよろしいですか。

○教育総務課長

ここはなかなか数字を確定しないほうがいいかなと思っています。

○教育長

ちなみ市役所の中では、毎月締めの日が決まっています。それを報告しないといけませんので。慣れれば何ということはないですけれども、通帳と見比べて、残っているものを。

○教育総務課長

最低 2 回はしていただきたいと思います。

○教育長

最低 2 回ですか。

○赤松委員

各学校は 2 回ではなく、もっと回数を増やしてもやりやすくなるのが、より適切な取り扱いになっていくわけですから、そこをご指導を今後、よろしくお願ひしたいと私は思っています。

○教育総務課長

ありがとうございます。

○教育長

ご指摘ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

○岡村委員

本当に素晴らしいマニュアルが出来て、これをきちんと守って各学校が進んでいけば、本当に不正行為等もないと思って安心したところですが、確かにこれをきちんと守れるのが大事かなと思っています。

その中で、監査のことなのですが、会計監査の中に、共同実施事務指標、この部分の記述もあったかと思います。非常に大事なことだと思っています。学校では、校長、教頭、PTA、そして、地域の公民館長たちにも会計監査をお願いして、その中で起こった流用だったので、そのように全くの外部から、そして、会計に長けた経験のある方々に入っていて、それまでの監査はちょこちょこみんなでやるにしても、最終的な監査について来ていただいて、そして、ご指導いただくことも確実なことだと思っています。

ただ、この内容を見させていただくと、非常に今までにないものも、校長、教頭、そしてそれぞれの会計がしていかなければいけない部分があるので、負担は大きいものがあると思ったところです。でも慣れればということもあるので、きちんとやってもらうのが大事なことで、お預かりしたお金をどう使うことは大事なことで、校長、教頭にきちんと伝えて、やっていっていただきたいと思っています。

あと、2 回以上とありますけれども、学級担任が会計費等を集めて、そしてそれは 3 学期制なので、必ず学期末に会計報告をしていますので、3 回という形でもいいのかなと思っています。

○教育長

ありがとうございました。ほかによろしかったでしょうか。

○濱田委員

文部科学省の指示に対してという、先ほど、教育長からの指摘に対して、マニュアル案のはじめにのところで、ガイドライン等が示されたと言われましたけれども、それによると、もう一回、マニュアル改正があるということなのでしょう。

○教育総務課長

先ほどお話ししましたように、まずは一年間の試行期間を設けます。その時点で、学校の実情に合わせたものを取り入れるものは取り入れたいという考え方です。その間に、文部科学省から新たなガイドラインが正式に示された後に、こちらを変えていきたいと考えております。その時は、再度また周知はいたします。

○濱田委員

1 年以内に文部科学省から新たな案が出てくる可能性はあるのですか。

○教育総務課長

それも 1 年かわからないです。今年度中に給食費については公会計化のガイドラインをおそらく示されるだろうということです。

○濱田委員

それを見てまた、改正ということですか。何回か色々変えてくるということはあるのでしょうか。

○教育長

これが最終版ではなく、変えていかなければならないので。

ありがとうございました。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、報告第 109 号、第 110 号を承認いたします。また、議案第 40 号、第 41 号を原案どおり進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【報告第 111 号、第 112 号、第 113 号、第 114 号、第 115 号、議案第 38 号】

○教育長

それでは、報告第 111 号、第 112 号、第 113 号、第 114 号、第 115 号、議案第 38 号を学校教育課長から説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○学校教育課長

報告第 111 号は、平成 31 年度都城市小中一貫学力向上指定研究学校の指定についてでございます。

まず、1 番の指定日ですが、平成 31 年 4 月 1 日でございます。2 の指定期間でございますが、平成 31 年 4 月 1 日から 2020 年の 3 月 31 日までです。3 番目、指定研究学校でございますが、平成 31 年度は有水中学校区、西中学校区、姫城中学校区、庄内中学校区、西岳・夏尾中学校区の 5 中学校区でございます。なお、平成 31 年度、2020 年度の都城学校教育ビジョン指定研究学校は、川東小学校なのですけれども、この川東小学校をもって終了をさせていただきたいと思っています。

報告第 111 号は以上でございます。

続きまして、報告第 112 号でございます。臨時代理した事務の報告及び承認についてでございます。

臨時代理する内容は、特別支援教育支援員の配置人数についてでございます。認定日でございますが、平成 31 年 1 月 10 日、認定内容につきましては、上長飯小学校に 2 人目の学習支援業務を行う特別支援教育支援員を配置するものでございます。3 の認定の理由につきましては、最初に 1 人の支援員を配置しておりましたが、その支援員は、5 人の児童を担当しておりました。その中でさらにもう 1 人、支援の必要な児童が出てきて、6 名に増えたということで、実際担当が見に行きましたけれども、ちょっと一人の子どもさんが目が離せない状況があるということで、安全面に非常に危惧されるということがございましたので、2 人目の支援員の配置を認めたものでございます。表にありますが、支援員は森 チカコさん、支援の開始日が平成 31 年 1 月 16 日からとなっております。

以上でございます。

それでは、報告第 113 号、臨時代理した事務の報告及び承認についてでございます。

臨時代理の内容につきましては、白雲小学校における学校医等の委嘱についてということで、委嘱日が平成 30 年 12 月 6 日、委嘱期間が平成 30 年 12 月 6 日から 2020 年 3 月 31 日まででございます。

別紙をご覧ください。

このたび、白雲小学校に委嘱しました学校医につきましては、ご覧の 4 医師でございます。理由についてでございますが、白雲小学校に途中から児童の編入がございました。その関係で、学校医を新規に委嘱するものでございます。

以上でございます。

それでは、報告第 114 号、臨時代理した事務の報告及び承認についてでございます。

臨時代理の内容は、小規模特任校制度を利用した入学・転入学についてということで、ご覧の中央の表にあります 3 名の子どもが入学しますということでの許可を求めるものでございます。3 人は、1 人目が大王小学校区の新 1 年生が夏尾小学校への入学、2 人目が五十市小学校区の新 1 年生が夏尾小学校へ入学、3 人目が祝吉小学校区の新 1 年生が夏尾小学校へ入学ということで、いずれも夏尾小学校への 3 名の入学者が発生しましたということでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、報告第 115 号、導入校におけるタブレットパソコンの活用状況等についてでございます。別

紙に添付しております資料をご覧ください。

導入校におけるタブレット P C の活用状況等についてということで、まず、(1) 経緯でございますが、本年度夏に、小・中学校 8 校に導入いたしました。教師用、それから、児童用のタブレット P C、無線ランの環境を整備したところでございます。(2) の実施にあたりまして、アンケート調査 68 名に実施いたしました。(3) の調査結果でございますが、ご覧の Q1 から Q4 にあるとおりでございます。特に、Q1. 授業においてタブレット P C を活用した指導を行いましたか？という問いには、76.5% の教員が、行いましたと。Q3 では、タブレット P C を授業に活用することは有効だと思いましたが？ということにつきましては、71.2% が効果的であると述べておりますし、どちらかということを含めると、100% ということになります。効果については教員も意識をしているところでございます。

それでは、その裏をご覧ください。

上の表につきましては、先ほどのグラフを表にしたものでございます。最後の (4) 分析でございますが、まず、Q1 でありました授業においてタブレット P C を活用した指導を行いましたか？という 76.5% についてでございますが、当初、本課では、目標は 80% という目標で始めたものでございましたが、残念ながら届かなかったのですが、県内の先進自治体、三股町なのですけれども、そちらで聞いたところ、導入初年度の活用率につきましては、三股町は約 75% であったという報告をいただきました。ということを考えますと、76.5% はそんなに低いものではなかったかなということで、今後、さらに進めていきたいと思っております。

活用形態にいたしましては、ほとんどの学校が調べ学習ということでの有効活用が図られたということでございました。

最後の黒丸ですが、課題といたしまして、Q4 のタブレット P C を活用した授業をしようと思いませんか？ということで、どちらかというと思わないとか、思わないという否定的な意見が約 1 割ありました。このことはちょっと重く受け止めておりまして、I C T の活用というのは、授業では大変有効だとは教育委員会では考えておりますので、今後さらに活用しやすい環境整備だとか、研修会を実施するとか、そういったことをやっていきたいと思っているところでございます。

なお、本年度につきましては、先進地であります西米良村に I C T 推進委員を 7 名派遣いたしまして、授業参観や I C T に関する講演、操作の仕方あるいは I C T の事例の紹介を学んできていただいております。こういったことを積み重ねることで、来年度はさらに有効活用が図られると良いかなと考えているところでございます。

報告は以上です。次は、議案につきまして述べさせていただきます。

議案第 38 号、都城市部活動のあり方に関する方針の策定についてということで、本当にお忙しい中、読んでいただくということで、本当にご迷惑をおかけしましたが、ありがとうございました。読んでいただいた意見を反映させていただこうと思っておりますが、そのことでとりあえずはこれで承認をいただきたいと思いますところなのですけれども、幾つかつけ加えますが、1 つは、前回、岡村委員のほうからご指摘がありました文言でございます。委員がおっしゃるように、よりわかりやすくするためには、文中で適宜、運動とか、文化という言葉は使ったほうが良いだろうという判断をいたしましたので、ご覧いただいたと思うのですが、運動とか、文化というのを、すべてではないのですけれども、わかりやすいところにはしっかり使わせていただくようにいたしました。

最後に、太文字のところが変わったところというか、修正を加えたところでございます。そういった形で修正をいたしての方針でございます。どうぞご審議よろしく願いいたします。

○教育長

ご説明ありがとうございました。

それでは、報告第 111 号から第 115 号、議案第 38 号につきまして、ご質問等あればよろしくお願いいたします。

○濱田委員

ご説明ありがとうございました。議案第 38 号、ウの部活動のあり方に関する方針概要版のところで、外部指導者及び部活動指導員を積極的に任用ということが謳われていますが、これからの課題だと思うのですが、予算にせよ、そういう方がおられるかどうかとか、そういうこともあるかと思いますが、何かお考えがあれば教えていただきたいと思います。

○学校教育課長

外部指導者につきましては、市内で 60 名近くの外部指導者が今、いらっしゃるわけなのですが、その方々は有効活用といった失礼かもしれませんが、しっかりとご指導いただいて、そして、部活動指導員につきましても、来年度から始めたいということで、本年度予算要求はしたところでございますが、残念ながら、うまくいかなかったといいますか、なかなか十分でなかったのですが、ただ、これにつきましては、先進地の小林市等とも話をしておりますけれども、従事するものであるということでありましたので、そのことも含めて、再来年度も要求はしていきたいと思っていますところでは。

○濱田委員

これからという感じですね。

○学校教育課長

そうですね。部活動指導員のほうは。

○濱田委員

年間の各種大会数の上限めやすを持つというところ、これも既に具体的な数字は上がっているのでしょうか。

○学校教育課長

多分、中体連とかはわかっていると思うのです。各学校長あたりはわかっている気がするのですが、すみません、私が把握しておりません。

○濱田委員

言わないほうがいい場合もあるわけですか。

○学校教育課長

それはないと思うのですが。また、聞いておきます。

○濱田委員

またわかった時点で教えていただきたいと思います。

○学校教育課長

わかりました。ありがとうございます。

○赤松委員

報告第 111 号についてお尋ねしたいと思います。

平成 29 年に始めて、来年で 3 年目を迎えるわけですが、目的に書いてあるように、中学校区の小・中学校の全教職員が学力の実態を分析し、中学校 3 年時に生徒が巣立つ時の姿を共有した上で、義務教育 9 ヶ年を見通した主体的な授業改善、向上を推進すると目的がどんぴしゃり現実的で、素晴らしい取り組みで時宜を得ていると思うのです。これが 3 年目を迎える中、私どもも学校訪問等でぜひ、精一杯応援していきたいと考えております。

具体的に、学校教育課として、現時点で、得ている手応え、そういうものを少しお聞かせください。

○学校教育課長

ありがとうございます。

何回か足を運ばせていただき、小中一貫の授業研究会をよく見たところなのですが、5 の (3) にありますように、年 2 回はすべての小・中学校の先生たちが集まる機会があるのです。その機運が高まっているということは感じておりますし、コアティーチャーと学力担当者の研究推進会の公開も担当者から聞いており

ますが、非常に前向きで、熱心で、9 年間を見通した姿を共有した上でというところがなかなか難しいところではありますが、見る限りでは、小・中学校の先生方が一生懸命子どもたちのために学力向上をはじめ、熱心に協議し、授業も研究し、頑張っていたという手応えは教育委員会としては感じているところでございます。

○赤松委員

ぜひ、それぞれ指定された年度、たとえば平成 29 年度が終わりました。平成 30 年度が終わりました。それぞれの年度で完結したというように、先生方の意識がそこで途切れず、先生方のすべての力がずっとそのまま継続していくようなご指導をしていただきたいと思います。

5 番の(4)の消耗品費等は、どのくらい配られているものなのですか。

○学校教育課長

一回担当に聞いたことがあるのですが、具体的な費用につきましては聞いていませんけれども、担当がその時言ったのは、本当にわずかで、紙代ぐらいなのですよねということは言っていたのです。もう少しできることはないかという話はしたところでした。(2)にございますが、三鷹市に行っていた派遣費用とか、そういったものを組んでいるところなのですから。

○赤松委員

2 点ございます。できるだけ予算に応じて、学校が努力している分について、それだけのものが学校に支給できることを望みたいと思います。それが 1 点です。

もう 1 点は、議案第 38 号の部活動の在り方に関する方針の策定についてのご提案は、随分よくできているなと思って見させていただきました。1 点、細かなことですが、4 ページの 4 の(1)のカタカナのイ、「校長が技能等の向上や大会等での好成績以外にも」という記述がございます。子どもたちが精一杯頑張っても必ずしも好成績が上がるとは限りません。そこで、この「好成績以外にも」という言葉がちょっと気になりました。「結果以外にも」という言葉でもいいのかなと思います。好成績以外にも子どもたちが活動そのものを楽しめるということも十分にありうるのです。ここで好成績という言葉があれば、そうならなかった子にとってはちょっと辛いかなと思っています。この表現を工夫することが出来るのではないかと思いますのでご検討いただきたいのが 2 点目です。

それから、1 ページ目の 1 番、適切な運営のための体制整備ですが、校長が(1)で方針に則り、活動方針を作成する。部顧問は年間の活動計画あるいは活動実績を毎月校長に提出する。校長は(2)で活動方針及び活動計画等を学校のホームページ等で公表するとなっています。大変素晴らしいことだと思うのですが、これに年度末において、校長がどのようにそれぞれの部活動を評価するとか、そういう評価あるいは改善事項とか、そういったものが公表されるようになれば、それこそ生徒にとって望ましい環境を有する部活動、あるいは教員の負担軽減を図る部活動になっていくのではないかなと思ったので、ここに、そういう部分を加えることはできないかと思いました。変更してくださるとありがたいと思います。

○学校教育課長

ありがとうございます。そこは、ご指摘のとおり、教育委員会としてしっかりと把握するように努めたいと思いますが、ある学校長からのお話でいきますと、学校ごとに年度末の評価ということでは、例えば、教職員の評価制度で部顧問に対するフィードバック、それから、学校評価の中に項目を入れて、部活動がしっかり出来ているかということでの評価ということは聞いてはおりますが、それはご指摘のとおり、改めて教育委員会としてどうするかということをしかりここに明記させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○教育長

ありがとうございました。

それでは、ほかにありませんでしょうか。

○岡村委員

まず、部活動の方針、とても素晴らしく、わかりやすいものが出来ていると思って、大変嬉しく思っているところです。内容を拝見いたしまして、先ほど、赤松委員が言われましたが、年間の活動計画か、毎月の活動計画、活動実績、そしてそれをまた、ホームページに掲載ということで、本当に仕事がますます増えてきているところがございます。先ほどの会計にしてもそうなのですが、ウのところで、教育委員会が率先して、中学校の支援を行うとありますので、ぜひ、支援をお願いし、様式等を簡単でできるようなものを用意していただければありがたいなと思っております。

○学校教育課長

わかりました。ありがとうございます。

○教育長

ほかにはございませんでしょうか。

○中原委員

ご説明ありがとうございました。小中一貫の学力向上のことについてのことなのですが、先ほどのご説明の中で、コアティーチャーの先生方というのは何名ほどいらっしゃるのですか。研修に行かれた先生方は。

○学校教育課長

コアティーチャーは、10 名程度かと。

○教育長

報告第 111 号の最後のこのグループの中に一人ずついますので、今年までに 11 名。

○中原委員

11 名中の小学校の先生、中学校の先生の割合というのは半々とは限らないのですね。中学校メインですか。

○教育長

中学校が多いですね。統括するからでしょうね。

○中原委員

おそらく、庄内地区とか、山之口地区とか、小学校が多いですので、コアティーチャーはいらっしゃって、その意見を汲んでくれる、小学校のサブリーダー的な方というのは、もちろん異動等々もあるとは思いますが、その中でも、そこを研修会等で見切り発車といいますか、発車してからになるかもしれませんが、そういう枠というか、その方がほかの学校に転勤してもそこに誰かが入るとか、役があるほうが逆に、コアティーチャー一人で、例えば、小松原地区だと大王小学校で移動可能なのですけれども、庄内、山之口校区だと麓に行つてとか、富吉に行つてとか、そういう状況報告もあるのかなど。何かそういうガバナンスではないですけれども、組織というか、システムづくりも少し今後の課題として置いておかれると、もっとスクラムが組みやすいかなと思ったので、小学校、中学校の先生の割合をお伺いしたところでした。

○学校教育課長

ありがとうございました。ぜひ、検討させていただきます。

○教育長

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、部活動については幾つかの宿題がありましたので、整理をさせていただきますと、大会の上限につきましては、どのようなお考えを持っていいらっしゃるのかが 1 点、それから、4 ページの結果以外でもという、赤松委員のご提案、そして、10 ページ目の年度末の部活動の校長の評価につきましては、再度、また、ご回答をよろしくお願いいたします。

また、今のところのサブコアティーチャーは、それぞれの学校では学力向上担当者はいますので、それが肩代わりをしているかもしれませんが、そこ辺のことも再度、係と調整をして、お願いしたいと思います。

それでは、報告第 111 号、第 112 号、第 113 号、第 114 号、第 115 号を承認いたします。それから、議案第 38 号をお認めいたしまして、実際に進めていただきたいと思います。

○中原委員

赤松先生からのアドバイスの件のところで、学校長の評価のところに、学校運営協議会といいますか、地域との連携という枠もあったので、地域の方から見てどうなのかという評価もいただくと、やり過ぎではないかとか、逆に外部アドバイスをいただけるのではないかと、今、突然ひらめいたものですから。

○教育長

本当に素晴らしい発想で、学校運営協議会がございますので、その評価にも入れていただく。実際には、もっとやっているだろうとか、適正だというふうに、学校の周りの目というのも大切かと思いますので、ぜひ、ご検討をお願いしたいと思います。

11 その他

○教育長

続きまして、その他、各課からの連絡報告ということで、最初に学校教育課からお願いいたします。

○学校教育課長

それでは、横長の資料が配られたと思いますが、本年度はあと 2 ヶ月なのですけれども、本年度の合同学習実施予定ということで、お示しいたしました。合同学習につきましては、教育委員会でもお話をさせていただいたのですが、その時に、本年度までに 1 回は開催してくださいというお願いを教育委員会からしまして、その予定でございます。上の西岳・夏尾学習と山之口学習につきましては、昨日で終了しております。残り高城、山田、高崎の地区で合同学習を実施いたしますので、指導主事、私もなのですが、行かせていただいて、様子を見させていただいて、来年度の本格的な実施に向けて頑張っていきたいと思っているところでございます。

以上、報告でございます。

○教育長

ありがとうございました。

実際に、合同学習が進んできているということの報告でございました。

これにつきましては、よろしかったでしょうか。

ありがとうございました。

○3月定例教育委員会日程について

日程 平成31年2月21日(木) 午後1:30から

会場 市役所南別館3階委員会室

以上で、2月の定例教育委員会を終了いたします。